



2024年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社 ユニバンス  
代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木 一和雄  
(コード番号7254 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 執行役員 藤 崎 一  
(TEL. 053-576-1311)

## 取締役に対する業績賞与の一部を譲渡制限付株式報酬とする制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月27日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含みます。）に対して業績賞与の一部を譲渡制限付株式報酬とする制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、関連する議案を2024年6月26日開催予定の第91回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

当社の現在の取締役の報酬は、役位に応じた固定報酬と企業業績を反映した賞与（以下「賞与」といいます。）を金銭にて支給していますが、本制度は、金銭にて支給してきた賞与の一部を株式にて付与することで、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

#### (2) 導入の条件

本制度は、取締役に対して、取締役の報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は2016年6月27日開催の第83回定時株主総会において、年額250,000千円以内、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は2016年6月27日開催の第83回定時株主総会において、年額50,000千円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、上記の報酬枠の内枠で、取締役に対し、新たに業績賞与の一部を譲渡制限付株式報酬とする制度を導入することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

本制度は、当社の各事業年度を業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）とし、評価期間終了後に評価期間の業績を総合的に勘案し、株主総会にてご承認いただく賞与全体の金額の50%（以下、当該部分を「株式支給額」といいます。）を当社の普通株式で支給する制度であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付するものとします。なお、賞与全体の金額から株式支給額を控除した金額は、従前どおり金銭で支給します。

本制度に基づき取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、他に支給する取締役の報酬等とあわせて上記の報酬枠（監査等委員でない取締役につき年額250,000千円以内、監査等委員である取締役につき年額50,000千円以内）の範囲内とし、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は、監査等委員でない取締役につき年50,000株以内、監査等委員である取締役につき年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通

株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて調整します。)といたします。なお、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員でない取締役については、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、監査等委員会の意見形成を得て取締役会において決定することといたします。また、監査等委員である取締役は、監査等委員会にて、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

### 3. 譲渡制限等の概要

本制度による当社の普通株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

- (1) 取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、本割当株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- (2) 当社は、譲渡制限期間中に、取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

### 4. 当社の執行役員等への適用

当社は、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員等に対しても、本制度に準じた制度を導入する予定であります。

以 上